

富山市セーフ&環境スマートモデル街区整備事業

要求水準書

平成 28 年 1 月

富 山 市

目 次

第 1 章	総則	1
第 1 節	本事業の目的	1
第 2 節	本事業の基本理念	2
	(1) コンパクトなまちづくりの推進	2
	(2) 低炭素・省エネルギーに配慮したまちづくり	2
	(3) 官民連携による質の高い生活環境の提供	2
第 3 節	本事業の概要	3
1.	事業スケジュール	3
2.	本事業全体に係る前提条件	3
	(1) 事業用地・地域地区等	3
	(2) 敷地条件	4
	(3) 供用開始期限	4
	(4) 本市側で配置する職員の人数	4
3.	事業方式	5
4.	事業の対象範囲	5
	(1) 設計業務	5
	(2) 建設・工事監理業務	5
第 4 節	用語の定義	6
第 5 節	遵守すべき法制度等	6
第 2 章	設計業務	8
第 1 節	本事業全体に係る事項	8
1.	事業用地全般	8
2.	公共施設	8
	(1) 意匠計画の考え方	8
	(2) 周辺環境の配慮	10
	(3) 環境保全・環境負荷低減	10
	(4) 構造計画の考え方	11
	(5) 設備計画の考え方	11
	(6) 周辺インフラとの接続	13

(7) 防災安全計画	14
3. 住宅街区等	14
(1) 意匠計画の考え方	14
(2) 周辺環境への配慮	15
(3) 環境保全・環境負荷低減	15
(4) 設備計画の考え方	15
(5) 周辺インフラとの接続	15
(6) 防災安全計画	16
第2節 設計業務対象施設に係る要件	17
1. 公共施設	17
(1) 公民館・地区センター・図書館分館	17
(2) 外構等	21
(3) 敷地外工事	22
2. 住宅街区等	23
(1) 全体計画	23
(2) 住宅街区	24
(3) 民間施設	25
第3節 設計業務遂行に関する要求内容	26
1. 業務の対象範囲	26
2. 業務の期間	26
3. 設計体制と主任技術者の設置・進捗管理	26
4. 設計計画書及び設計業務完了届の提出	27
5. 基本設計及び実施設計に関する書類の提出	27
6. 設計業務に関する留意事項	28
7. 設計変更について	28
第3章 建設・工事監理業務	29
第1節 業務の対象範囲	29
第2節 業務期間	29
1. 業務期間	29
2. 業務期間の変更	29
第3節 業務の内容	29
1. 基本的な考え方	29
2. 工事計画策定にあたり留意すべき項目及び本市の承認を得る必要のある事項	30

3. 着工前業務	30
(1) 各種申請等	30
(2) 近隣調査・準備調査等	30
(3) 工事監理計画書の提出	30
(4) 施工計画書の提出	31
4. 建設期間中業務	31
(1) 建設工事	31
(2) 工事を伴う什器・備品等の整備及び関連業務	32
(3) 工事監理業務	32
(4) その他	32
5. 完成後業務	33
(1) 自主完成検査及び完成確認	33
(2) 所有権移転等の関連手続	35

添付資料一覧

資料 1	用語の定義
資料 2	事業用地位置図
資料 3	事業用地概要図
資料 4	住宅への設置を期待する設備要件
資料 5	富山市公共交通沿線居住推進事業制度要綱
資料 6	公民館のサークル活動、利用状況等
資料 7	公民館・地区センター・図書館分館の事務分掌
資料 8	公民館・地区センター・図書館分館必要諸室リスト
資料 9	公民館・地区センター・図書館分館什器・備品等リスト
資料 10	公民館・地区センター・図書館分館建設業務に含む什器・備品等リスト
資料 11	公民館・地区センター・図書館分館電気・機械要求性能表
資料 12	雨水流出抑制施設設置基準
資料 13	道路拡幅工事に係る設計条件
資料 14	富山市宅地開発に関する指導要綱、富山市宅地開発に関する定め
閲覧資料 1	事業用地周辺道路現況図
閲覧資料 2	事業用地設備インフラ現況図
閲覧資料 3	事業用地地盤調査資料
閲覧資料 4	旧豊田小学校解体工事概要（杭の引き抜き状況）・写真
閲覧資料 5	豊田保育所設計図・パース

第1章 総則

本要求水準書は、富山市（以下「本市」という。）が富山市セーフ&環境スマートモデル街区整備事業（以下「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）に要求する施設等の水準を示すもので、「設計業務要求水準」、「建設・工事監理業務要求水準」から構成される。なお、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力、資金調達能力を最大限に生かすため、各要求水準については、基本的な考え方を示すのみとし、目標を達成する方法・手段等については、事業者の発想に任せることとする。

第1節 本事業の目的

本市では、平成 24 年 5 月に策定、平成 26 年 6 月に更新した「富山市環境未来都市計画」に基づき、「セーフ&環境スマートモデル街区整備事業」を推進しているところである。

豊田小学校跡地がある豊田地区は、公共交通沿線居住推進地区に位置し、富山地域において最も人口が多い地区であるが、少子高齢化の傾向が顕著であり、今後の人口減少が懸念されることから、「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」を展開し、定住人口の増加を図る必要がある。

そのため、旧豊田小学校跡地において、地域住民のコミュニティの場となる公民館・地区センター・図書館分館（以下「公共施設」という。）と環境・創エネ・省エネに配慮した環境配慮型住宅街区（以下「住宅街区」という。）を整備することを目的としている。

第2節 本事業の基本理念

富山市セーフ&環境スマートモデル街区では、以下の6つのコンセプトを設定している。

- ① 集約
- ② 公共交通
- ③ 低炭素等
- ④ 安全・安心
- ⑤ 交流・健康
- ⑥ 景観

本事業用地において整備される施設等の基本理念は、以下のとおりとする。

(1) コンパクトなまちづくりの推進

本市が目指す『コンパクト』なまちづくりの推進に向けて、公共交通沿線地域である本地区への居住誘導を図れるよう ICT の活用等、公共交通の利用を促進する仕組みを構築する。

(2) 低炭素・省エネルギーに配慮したまちづくり

環境スマートモデル街区としてふさわしいまちづくりを進めるため、環境への負荷の少ない設備等を導入した施設を整備するとともに、エネルギーの供給には、再生可能エネルギーを活用する等、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したまちを構築する。

(3) 官民連携による質の高い生活環境の提供

多世代が交流する賑わい・安全性・快適性を兼ね備えた『質の高い生活環境』を提供するまちづくりを進めるため、官民連携により公共施設、住宅街区、民間施設、保育園等の生活に必要な都市機能をコンパクトに集合させることを目指す。また、地域住民が集い「交流」と「学び」の場として機能させることにより、地域コミュニティの醸成を図ることを目指す。

第3節 本事業の概要

1. 事業スケジュール

本事業のスケジュールは概ね次のとおりとする。

i) 基本協定締結：	平成 28 年 4 月頃
ii) 設計：	平成 28 年 5 月頃～
iii) 土地売買仮契約締結：	平成 28 年 5 月中旬
iv) 土地売買契約締結：	平成 28 年 6 月頃
v) 建物売買仮契約締結（公共施設）：	平成 28 年 11 月中旬
vi) 建物売買契約締結（公共施設）：	平成 28 年 12 月頃
vii) 建設工事着工（住宅街区）：	平成 28 年 12 月頃～
viii) 建設工事着工（公共施設）：	平成 29 年 1 月頃～
ix) 住宅地の分譲：	平成 29 年 4 月頃～
x) 竣工・引渡し（公共施設）：	平成 29 年 12 月末
xi) 公共施設整備費等支払い：	平成 30 年 1 月頃
xii) 供用開始・開業：	平成 30 年 4 月頃

2. 本事業全体に係る前提条件

(1) 事業用地・地域地区等

- ① 事業用地：富山市豊田本町一丁目地内
- ② 敷地面積：約 8,487.72 m²（道路拡幅部分の敷地面積を含む）
うち、公共施設部分の敷地面積：約 2,348.25 m²
住宅街区等部分の敷地面積：約 6,139.47 m²
- ③ 地域地区等：
 - i) 用途地域：第一種中高層住居専用地域（建ぺい率 60%，容積率 200%）
 - ii) 防火地域：指定なし
 - iii) 日影規制：4 時間（5m）、2.5 時間（10m）、H=4m
 - iv) 地域地区：第一種高度地区（20M）
- ④ 接続道路：
 - i) 西側道路：県道蓮町新庄線（幅員 8.4m）
 - ii) 東側道路：No.16-94（市道豊若町 34 号線幅員 3.4m～4.8m、道路拡幅工事を行うことが必要）
 - iii) 南側道路：No.16-117（市道豊田 3 号線幅員 5.0m～5.4m、道路拡幅工事を行うことが必要）

⑤ その他：

- i) 事業用地は、「富山市公共交通沿線居住推進計画（平成 19 年 3 月）」の公共交通沿線居住推進地区に定められている。
- ii) 既存校舎は解体・撤去済みで更地
- v) 隣接地に豊田保育所（以下「保育所」という。）を建設（敷地面積 5,375.06 m²、平成 28 年 6 月完成予定）
- vi) 当該地からの雨水の流下系統においては、浸水被害が見受けられる。

(2) 敷地条件

本事業における整備対象施設の敷地及びその周辺インフラ整備状況に関しては、以下に示す別紙資料を参照すること。

- ① 敷地の現況及び付与条件：「資料 2 事業用地位置図」、「資料 3 事業用地概要図」、「閲覧資料 1 事業用地周辺道路現況図」、「閲覧資料 2 事業用地設備インフラ現況図」
- ② 敷地の地質及び地盤：「閲覧資料 3 事業用地地盤調査資料」

(3) 供用開始期限

公共施設については、平成 29 年 1 月頃までに建設工事を着工し、平成 30 年 4 月頃までに供用開始すること。住宅街区については、平成 28 年 12 月頃から順次建設工事を着工し、平成 29 年 4 月頃を目処に住宅地の分譲（又は建売住宅の販売）を開始することを条件とする。

(4) 本市側で配置する職員の人数

公民館・地区センターの運営業務に従事する本市の職員は、公民館長兼地区センター所長 1 名、地区センター職員 1 名、公民館主事 2 名、財政援助職員 1 名、事務補助職員 1 名を配置する予定である。図書館分館の運営業務に従事する本市の職員は、請負職員（司書）2 名を配置する予定である。

3. 事業方式

- ① 本事業は、事業者が、本市が要求する公共施設（公民館・地区センター・図書館分館等の整備、市道豊若町 34 号線及び市道豊田 3 号線の改修（道路拡幅工事））を行うとともに、本市が売却する市有地に事業者の自由提案による住宅街区等（敷地内に民間施設を提案することは可とする）を一体的に整備するものである。
- ② 公共施設部分の土地と、それ以外の土地について、土地の分筆を行うために必要な測量、図面及び書類の作成、分筆登記は、土地売買仮契約締結までに本市が行うものとする。
- ③ 公共施設（市道豊若町 34 号線及び市道豊田 3 号線拡幅工事を含む）については、事業者が設計・建設・工事監理業務を行い、その後、本市が買受け、運営を行う。
- ④ 住宅街区については、事業者が本市と土地売買契約を締結した後、宅地造成、道路・緑地等の基盤及び住宅の設計・建設・工事監理業務を行うとともに、住宅の販売を行うものとする。
- ⑤ 民間施設を整備する場合、事業者が本市と土地売買契約を締結した後、施設の設計・建設・工事監理業務を行うとともに、維持管理・運営を行うものとする。
- ⑥ 住宅街区等内の道路については、民間事業者が建築指導課、道路河川管理課及び公園緑地課と協議の上、必要な手続きを行うものとする。

4. 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下の通りとする。

(1) 設計業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査等）
- ② 設計業務
- ③ 電波障害調査業務
- ④ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ⑤ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 建設・工事監理業務

- ① 建設業務
- ② 工事監理業務
- ③ 什器・備品等調達及び設置業務
- ④ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査等を含む）

- ⑤ 電波障害対策業務
- ⑥ 所有権設定に係る業務
- ⑦ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

第4節 用語の定義

要求水準書中における各用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、「資料 1 用語の定義」において定められた意味を有する。

第5節 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、地方自治法その他、以下に掲げる関連の各種法令（施行令及び施行規則等も含む）を遵守するとともに、要綱・各種基準（最新版）については適宜参考にすること。なお、記載のない各種関連法令等についても適宜遵守すること。

【法令】

- ① 建築基準法
- ② 都市計画法
- ③ 景観法、屋外広告物法
- ④ 消防法
- ⑤ 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑥ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- ⑦ 社会教育法、図書館法
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑨ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑩ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑪ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ⑫ 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法
- ⑬ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑭ 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- ⑮ 建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- ⑯ 宅地建物取引業法、借地借家法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律
- ⑰ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律
- ⑱ 条例
 - i) 富山県建築基準法施行条例
 - ii) 富山県景観条例
 - iii) 富山市屋外広告物条例

- iv) 富山県環境基本条例
 - v) 富山県民福祉条例
 - vi) 富山県文化財保護条例
 - vii) 富山市景観まちづくり条例
 - viii) 富山市環境基本条例
 - ix) 富山市緑化推進条例
 - x) 富山市立図書館条例
 - xi) 富山市文化財保護条例
 - xii) 富山市水道事業給水条例
 - xiii) 富山市下水道条例
 - xiv) 富山市個人情報保護条例、富山市情報公開条例
- ⑱ その他関連法令、条例等

【要綱・各種基準等】

- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ② 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ③ 建築構造設計基準及び同基準の資料
- ④ 建築設計基準及び同解説
- ⑤ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ⑥ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ⑦ 建築工事安全施工技術指針
- ⑧ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ⑨ 建設副産物適正処理推進要綱
- ⑩ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ⑪ 富山市景観計画
- ⑫ 富山市グリーン購入調達方針
- ⑬ 富山市中高層建築物の建築に関する指導要綱
- ⑭ 富山市宅地開発に関する指導要綱、富山市宅地開発に関する定め
- ⑮ その他の関連要綱及び各種基準

第2章 設計業務

第1節 本事業全体に係る事項

1. 事業用地全般

- i) 富山市環境未来都市計画に定める指標に寄与すること。
《例》
 - 便利な公共交通の徒歩圏に住む居住者の割合（％）
 - 再生可能エネルギーの導入量（GJ/年） など
- ii) 公共交通機関へのアクセスに留意し、公共交通の利用が促進されるような仕組み作りを検討するとともに、街区外の生活道路を含め、人や車等の動線に配慮し、渋滞等により周辺道路への支障をきたさぬよう安全対策に十分配慮した計画とすること。
- iii) 当該敷地周辺の地区は、これまでも浸水による被害が発生していることから、本事業にあたっては、「資料 12 雨水流出抑制施設設置基準」に則り雨水流出抑制対策を講じること。雨水流出抑制施設は、公共施設、住宅街区等それぞれの敷地において、配置すること。
- iv) 安心・安全で快適な暮らしが続く持続可能なまちづくりを目的とし、「セーフ（安全）」や「環境」の視点に配慮したタウンマネジメントの仕組みを構築することを期待する。
- v) 太陽光発電付きの街路灯等を設置するなど、防災・防犯対策に配慮した計画を期待する。

2. 公共施設

(1) 意匠計画の考え方

1) 全体配置・構成

- i) 既存のバス停留所「豊田本町」、「豊田本町一丁目」、及び既存の LRT 駅「城川原」からの利用者の動線に配慮すること。
- ii) 人や車等の動線に配慮し、渋滞等により周辺道路への支障をきたさぬよう安全対策に十分配慮した計画とすること。
- iii) 配置計画にあたっては、不審者の監視が容易で、かつ、できる限り死角をつくらない等、地域住民や利用者の安心感・安全性の確保、周辺の住宅等の日照確保等に配慮した計画とすること。
- iv) 事業用地に隣接して整備される保育所にも配慮した計画とすること。
- v) 公共施設と保育所の共用の利用者駐車場（20 台以上）、職員用駐車場（可能な限りの台数）を整備すること。駐車場は、市道豊若町 34 号線から利用し

やすい位置、かつ、保育所整備事業により整備する共用駐車場（21 台程度）に隣接した位置に配置すること。

- vi) 施設利用者が使用する専用駐輪場（10 台以上）を市道豊若町 34 号線から利用しやすい位置に配置すること。

2) 必要諸室・什器・備品等

① 必要諸室

本事業に必要な諸室の構成は、「資料 8 公民館・地区センター・図書館分館必要諸室リスト」に示す通りとする。また、全体のバランスや共用部分の計画等については、事業者の創意工夫による提案を期待する。

② 什器・備品等

什器・備品等は、「資料 9 公民館・地区センター・図書館分館什器・備品等リスト」、「資料 10 公民館・地区センター・図書館分館建設業務に含む什器・備品等リスト」に基づき、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」及び「富山市グリーン購入調達方針」に則って調達・配置すること。その他、必要と考えられる什器・備品については、事業者の提案によるものとする。

3) 仕上計画

① 仕上計画の考え方

仕上計画にあたっては、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるように配慮し、特に外装については、使用材料や断熱方法等、工法を十分検討し、建物の長寿命化を図ること。

また、使用する材料は、健康に十分配慮することとし、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮すること。仕上げの選定にあたっては、「建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、平成 18 年）」に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とする。

② 建物内部

建物内部の仕上げについては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に則って、木質系材料の特質である「温かみ、柔らかさ、ぬくもり、癒し効果」等を活かし、安らぎと落ち着きのある空間とすること。また、壁の仕上げ材については、児童等の蹴破りに耐えられる仕様とするとともに、壁面や柱の角について衝突した場合の安全性を確保すること。ガラス窓のある開口部につ

いては、防犯対策等に配慮しつつ、強化ガラスや飛散防止フィルムを採用する等により、ガラスが割れにくくするとともに、割れた際の安全性に十分配慮すること。可動間仕切壁については、収納が容易（収納時は壁面に納める等、目立たぬよう工夫）で、たわみや緩み等の変形が生じにくく、かつ、防音性にすぐれたものとする。

③ 建物外部

建物外部の仕上げについては、漏水を防ぐため、屋根及び地下の外壁面について十分な防水対策を講じること。特に、排水しにくい平屋根部分、空調ダクト、供給管等の周囲とのジョイント部分、雨樋と付帯の排水管及び階間のシール部分等は、漏水が防止できる措置が講じられていること。

また、積雪や凍結等による雪害に耐えうる構造とし、これらによる屋根部の変形に伴う漏水に十分注意すること。屋根の雪止め、つらら対策、融雪対策、堆積スペースの確保等、必要に応じて積雪対策を講じること。

4) ユニバーサルデザイン

高齢者及び障害者等、全ての利用者にとって、安心、安全かつ快適に利用できるよう、床の段差解消やスロープの設置等、ユニバーサルデザインに配慮すること。

(2) 周辺環境の配慮

建物の外観については、事業者の工夫により、地域及び敷地内の建物との調和を図るようにすること。

地域への対応としては、住宅地に近接する公共施設であることを考慮して、視覚的な圧迫感等を和らげる工夫を凝らすこと。また、建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気等による影響を最大限抑制すること。

(3) 環境保全・環境負荷低減

本事業の基本理念を踏まえ、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを十分検討すること。また、省エネルギー化を図るため、ペアガラスを使用するなど断熱性についても考慮すること。

また、再生可能エネルギー（太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電池、燃料電池コージェネレーションシステム等）を最大限に導入した提案を期待する。

その他、自然エネルギーの活用（自然採光、自然換気等）を含めたパッシブデザインの考え方等に配慮した提案を期待する。また、災害時に対応可能なエネルギー

システム、積極的な緑化、環境保全・環境負荷低減の効果を評価する仕組みについても、コストとの兼ね合いを踏まえた上での提案を期待する。

なお、本事業における物品等の調達及びその使用にあたっては、「富山市グリーン購入調達方針」によること。

(4) 構造計画の考え方

公共施設の構造計画については、以下の適用基準に基づいて計画し、建築基準法による他、日本建築学会諸基準、「2015 年版建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課他編集）」及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部、平成 25 年）」等に準拠すること。また、公共施設の計画にあたっては、垂直最深積雪量を 2.0m とすること（富山市建築基準法施行細則第 24 条第 2 項に定める垂直最深積雪量 1.5m に 0.5m 積雪量加算）。なお、これらの基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。

1) 施設の構造体の耐震安全性の分類

公共施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部、平成 25 年）」の II 類とする。

2) 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

公共施設の非構造部材耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部、平成 25 年）」の B 類とする。

3) 建築設備の耐震安全性の分類

公共施設の建築設備の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部、平成 25 年）」の乙類とする。

(5) 設備計画の考え方

公共施設の設備計画については「建築設備計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修、平成 25 年度版）」に準拠し、以下の項目を考慮した上で、電気設備、給排水衛生設備及び空調設備の計画を行うこと。なお、「資料 8 公民館・地区センター・図書館分館必要諸室リスト」の設備計画、「資料 11 公民館・地区センター・図書館分館電気・機械要求性能表」を標準案として事業者の創意工夫ある提案を期待する。

なお、ライフラインの引き込み方法、管理方法等については、別途各事業者（電気、ガス、上下水道）と協議を行うこと。

- i) 更新性、メンテナンス性を考慮した計画とすること。
- ii) 各種機器の集中管理パネルを設置し、一括管理ができるようにすること。
- iii) 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線等の採用を積極的に行うこと。
- iv) 自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減について、十分配慮した計画とすること。
- v) 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。
- vi) 設備機器の更新、メンテナンス及び電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備、配電盤内に電灯、動力の予備回線を計画すること。
- vii) 必要に応じて凍結防止対策を講じること。

1) 電気設備

① 照明・電灯コンセント設備

- i) 照明器具、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行うこと。非常用照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置すること。また、重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。
- ii) 高効率型器具、省エネルギー型器具等の採用を積極的に行うこと。
- iii) 吹抜け等高所にある器具に関しては、自動昇降装置などで容易に保守管理ができるようにすること。
- iv) 外灯は、自動点滅及び時間点灯・消灯が可能な方式とすること。
- v) 各室において、照明の一括管理ができるようにすること。

② 情報通信設備

- i) 原則として、「資料 8 公民館・地区センター・図書館分館必要諸室リスト」、「資料 11 公民館・地区センター・図書館分館電気・機械要求性能表」に示す諸室において、有線 LAN を利用することができるよう整備し、配管配線及び情報コンセント（中継 HUB も含む）を設置すること。
- ii) LAN 技術の革新に対応する配線交換の容易な設備を設置すること。
- iii) 配線仕様は、提案時点の最新のものを考えること。
- iv) 将来的な OA 対応にも可能なよう整備すること。

③ 誘導支援設備

多目的トイレに押しボタンを設け、異常があった場合、表示灯の点灯と音等により知らせる設備を設置し、事務室に知らせる設備を設置すること。

④ 電話・館内放送・テレビ受信設備

電話、施設内放送及びテレビ放送受信設備の設置及び配管配線工事を適切に行うこと。

⑤ 受変電設備

受変電設備、分電盤、制御盤等について、適切に整備すること。

⑥ 警備設備

警備システムについては、機械警備を基本とする。なお、警備会社との契約は本市で行うものとする。

2) 給排水衛生設備

i) 給湯設備を設置すること。

ii) 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続すること。

iii) 衛生器具類は、高齢者及び障害者にも使いやすく、かつ、節水型の器具を採用すること。

3) 空調設備

原則として、空調（冷暖房）設備は「資料 8 公民館・地区センター・図書館分館必要諸室リスト」、「資料 11 公民館・地区センター・図書館分館電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。

また、各室に換気扇を設ける等、各諸室において十分な換気（湿気・結露対策）ができるよう配慮すること。具体的な空調設備の仕様は、事業者の提案によるものとする。

(6) 周辺インフラとの接続

① 接続道路

i) 市道豊若町 34 号線に接続できるようにすること。

ii) その他の敷地との接続箇所、接続箇所数等は、事業者の提案による。

② 上水道（市水）引き込み

工事にあたっては、上下水道局との協議を行うこと。

③ 下水道

接続計画については、事業者の提案による。ただし、富山市洪水ハザードマップを確認の上、提案すること。なお、工事にあたっては、上下水道局との協議を行うこと。

④ 電力

引き込み方法等については、事業者の提案による。

⑤ ガス

引き込み方法等については、事業者の提案による。

⑥ 電話

引き込み方法等については、事業者の提案による。

(7) 防災安全計画

1) 安全性の確保

地震等の自然災害発生時や非常時における安全性の高い施設とする他、火災時の避難安全対策、浸水対策、強風対策、ならびに落雷対策に十分留意すること。

2) 保安警備の充実

日中の不審者対策や夜間等における不法侵入防止に向けて、施設の保安管理に留意した計画とすること。

また、必要に応じて、防犯上、適切な照明設備を設置すること。

3. 住宅街区等

(1) 意匠計画の考え方

1) 全体配置・構成・デザイン

- i) 全体配置については、利便性や住民へのサービスの向上に繋がるように計画すること。ただし、公共施設との動線・管理区分を明確にすること。
- ii) 既存のバス停留所「豊田本町」、「豊田本町一丁目」、及び既存 LRT 駅「城川原」からの利用者の動線に配慮すること。
- iii) 周辺道路の交通規制に配慮し、渋滞等により周辺道路への支障をきたさぬよう安全対策に十分配慮した計画とすること。

2) ユニバーサルデザイン

高齢者及び障害者等、全ての利用者にとって、安心、安全かつ快適に利用できるよう、床の段差解消やスロープの設置等、ユニバーサルデザインに配慮すること。

(2) 周辺環境への配慮

地域及び事業用地周辺との調和を図りつつ、地域に親しまれる景観を創ること。

地域への対応としては、住宅地に近接する民間施設であることを考慮して、視覚的な圧迫感等を和らげる工夫を凝らすこと。また、建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気等による影響を最大限抑制すること。

(3) 環境保全・環境負荷低減

本事業の基本理念を踏まえ、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを十分検討すること。また、省エネルギー化を図るため、ペアガラスを使用するなど断熱性についても考慮すること。

また、再生可能エネルギー（太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電池、燃料電池コージェネレーションシステム等）を最大限に導入したアイデアの提案を期待する。

その他、自然エネルギーの活用（自然採光、自然換気等）を含めたパッシブデザインの考え方等に配慮した提案を期待する。

なお、本事業における物品等の調達及びその使用にあたっては、「富山市グリーン購入調達方針」によること。

(4) 設備計画の考え方

ライフライン（電気、ガス、上下水道）については、公共施設と別々に管理（契約）できるようにすること。なお、ライフラインの引き込み方法、管理（契約）方法等については、別途各事業者（電気、ガス、上下水道）と協議を行うこと。

(5) 周辺インフラとの接続

① 接続道路

敷地との接続箇所、接続箇所数等は、事業者の提案による。

② 上水道（市水）引き込み

給水本管への接続計画については、公共施設と別々に管理（契約）できるようにすること。なお、工事にあたっては、上下水道局との協議を行うこと。

③ 下水道

接続計画については、事業者の提案によるが、工事にあたっては、上下水道局との協議を行うこと。ただし、富山市洪水ハザードマップを確認の上、提案すること。

④ 電力

引き込み方法等については、公共施設と別々に管理（契約）できるようにすること。

⑤ ガス

引き込み方法等については、公共施設と別々に管理（契約）できるようにすること。

⑥ 電話

引き込み方法等については、公共施設と別々に管理（契約）できるようにすること。

(6) 防災安全計画

1) 安全性の確保

地震等の自然災害発生時や非常時における安全性の高い施設とする他、火災時の避難安全対策、浸水対策、強風対策、ならびに落雷対策に十分留意すること。

2) 保安警備の充実

日中の不審者対策や夜間等における不法侵入防止に向けて、施設の保安管理に留意した計画とすること。

また、必要に応じて、防犯上、適切な照明設備を設置すること。

第2節 設計業務対象施設に係る要件

1. 公共施設

(1) 公民館・地区センター・図書館分館

① 全体計画

- i) 公民館・地区センター・図書館分館は延べ面積 1,000 m²以下とする。
- ii) 公民館・地区センターは、延べ面積 850 m²程度とし、事務室、和室、調理実習室、大会議室、中会議室、小会議室、共用部（給湯室、トイレ、玄関、待合室、廊下、倉庫、掃除用具ブース等）で構成する。
- iii) 図書館分館は、富山市立図書館の分館（延べ面積 150 m²以下）として公民館・地区センターと併せて整備し、受付カウンター（事務用スペース等含む）、児童コーナー、閲覧室で構成する。
- iv) 2階建を検討する場合は、エレベーターを1基以上整備する。ただし、ユニバーサルデザインの観点から、バリアフリー化や車椅子でも利用しやすいよう工夫を行うこと。
- v) なお、2階建とする場合は、地区センターの申請窓口及び大会議室は1階に配置すること。
- vi) また、図書館分館を1階に配置することが望ましい。但し、これにより難しい場合は、ユニバーサルデザインの観点から諸室を配置すること。
- vii) 近隣に対する騒音に十分配慮し、天井、床、壁等に騒音・振動対策を講じ（遮音等級 D-55、騒音等級 N-30、騒音評価 NC-25 程度）、諸室間においても遮音対策を施すこと。
- viii) 公民館・地区センター・図書館分館のうち、地区センターの申請窓口は下足利用、それ以外は上足利用を前提として計画すること。
- ix) 屋内外に点字ブロックを適宜設置すること。
- x) 再生可能エネルギーの導入を推進し、太陽光発電設備 10kW 以上、リチウムイオン蓄電池 2.5kW 以上、停電対応マイクロジェネレーションシステム 10kW 程度を設置すること。
- xi) 照明は、駐車場・駐輪場や外構の外灯含め、すべて LED 照明とすること。

② 事務室

- i) 事務室（80 m²程度）については地区センター機能（「資料 7 公民館・地区センター・図書館分館の事務分掌」参照）を併せて持たせ、カウンター（個人情報扱うため、プライバシーが確保できるように配慮）を設置し、そのうち 1 席程度をローカウンターとすること。ローカウンターの高さは、70cm とする。

- ii) 事務室に打合せスペース（10m²程度）を設けること。
- iii) 事務室に更衣室（男・女）を備えること。
- iv) カウンター内外の通路（スイング扉等）を設けること。
- v) 窓下カウンターを設置すること。
- vi) 現公民館に設置してある防災無線を以下のとおり移設すること。
 - 工事内容
 - ・既設アンテナ・同軸避雷器の取付けを行う。
 - ・アンテナ～無線装置までの配管、配線を行う。配線は同軸ケーブルとする。
 - ・性能復帰（試験調整等）は防災対策課で実施。
 - 取付場所
 - ・無線装置・・・所長席付近の棚など
 - ・アンテナ・・・無線保守点検委託業者と協議のうえ、取付場所を決定すること。
 - ・避雷器・・・現状と同等の場所
- vii) 公民館利用者が、建物外から地区センター事務所内に鍵等を返却できるポストを設置すること。
- viii) カーテンもしくはブラインドを設置すること。

③ 和室

- i) 和室（1室 25 m²程度）については茶道教室が実施できるように炉を切り、水屋を設けること。炉壇は電熱式とする。その他、和紙工芸、和服着付け、書道、詩吟、俳句等の利用を想定している。
- ii) 窓には障子を設けること。
- iii) 床の間（掛け軸用フックを設ける）、押入（座卓、座布団等が十分に収納できる大きさ）、水屋（上部に棚を設ける）等を設けること。
- iv) 襖は板襖とし、開閉が容易な構造とすること。
- v) 踏込を設け、出入口にスリッパ入れを設けること。

④ 調理実習室

- i) 調理実習室は、機能性と温もりを感じる雰囲気の両方を兼ね備えた部屋とし、料理教室等に利用できるよう計画すること。
- ii) 調理実習室に、調理台4台を設置し、IHを基本とすること。なお、調理台は配膳台としても使えるように、蓋付きのものとする。また、食器棚を設置するとともに、冷蔵庫を配置するスペースを設けること。
- iii) 使用の際に発生する音やにおい、熱に配慮した計画とすること。

- iv) 床仕上げ材は水がこぼれても滑りにくく、かつ掃除がしやすい衛生的なものとする。
- v) 壁仕上げ材は、防汚性、防湿性、防カビ性に優れ、焦げにくく、掃除しやすいものとする。
- vi) 適切な衛生状態を保つため、調理実習室用上履きサンダルに履きかえるためのシューズボックスを設置すること。
- vii) カーテンもしくはブラインドを設置すること。

⑤ 大会議室、中会議室、小会議室

- i) 会議室（大、中、小）は、通常の会合の他、サークル活動等（「資料 6 公民館のサークル活動、利用状況等」参照）に利用することを想定しており、その床仕上げ材については事業者の提案によるものとする。ただし、大会議室及び中会議室の床材は傷の付きにくい硬質のものを使用すること。
- ii) 大会議室（250 m²程度）には、可動間仕切りを設け、2 室に分割して利用できるように計画すること。
- iii) 中会議室（1 室 70 m²程度）3 室と小会議室（50 m²程度）1 室のうち、中会議室 2 室と小会議室は、可動間仕切りで仕切り、一体的に利用できるように計画すること。
- iv) 会議室（大、中、小）には、絵画等を展示できるようにピクチャーレール等を設置すること。また、窓下カウンター及び窓下収納を設置すること。
- v) 大会議室及び中会議室には、紅白幕が設置できるように配慮すること。
- vi) 大会議室には、電動式壁面収納ステージ、電動スクリーンを設置すること。
- vii) 大会議室及び中会議室用の収納スペースを設け、会議室用テーブル、会議室用椅子、演台等が収納できるように計画すること。
- viii) 各室にカーテンもしくはブラインドを設置すること。

⑥ 図書館分館

- i) 図書館分館は、約 1.5 万冊の蔵書を収める開架スペースを確保すること。
- ii) 図書館分館は全体を一つのフロアで構成すること。
- iii) 図書館分館は、地域住民が気軽に立ち寄り、リラックスした雰囲気での学習又は交流できるよう工夫すること。また、汚れにくく、埃等を吸着しにくい床仕上げとすること。
- iv) 受付カウンターを設置すること。
- v) 受付カウンターは、高さ 70cm 程度とし、個人情報扱うため、プライバシーが確保できるように配慮すること。また、カウンター内外の通路（スイング扉等）を設けること。

- vi) 受付カウンターは、利用者と職員の間の適切な距離及び目線の高さ設定に留意するとともに、フロア全体の相互視認性を確保すること。
- vii) 受付カウンターには、図書館業務用パソコン 1 台及びプリンターを設置できるスペース並びに電源を確保すること。図書館業務用パソコンの PC 本体及びプリンターは、カウンターの下など利用者の目につかない場所に収めること。
- viii) 受付カウンター奥に、事務用スペース、雑庫・更衣室用スペースを設置すること。いずれも職員 2 名程度が利用することを想定する。事務スペース内に、事務用パソコン 1 台を設置できるスペース及び電源を確保すること。
- ix) 児童コーナーを設置すること。
- x) 児童コーナーは、カーペット敷き等とし、児童がリラックスして過ごし、読書できるようにすること。低学年児童でも容易に書籍を取ることができるよう等、書架棚の高さに配慮し、かつ、十分な読書スペースを確保すること。
- xi) 閲覧室は、机・椅子を設置し十分な読書スペースを確保すること。また、書籍類の日焼けに考慮しつつ、明るく開放的な空間とすること。
- xii) 閲覧室は、新着図書コーナー、レファレンス・ブック（参考図書）コーナー（200 冊）、一般書開架コーナー（7,000 冊）、児童書開架コーナー（7,000 冊）、郷土資料コーナー（500 冊）、ブラウジングコーナー（雑誌 300 冊）を設けること。
- xiii) ブラウジングコーナーは、雑誌コーナー（約 15 タイトル）、及びパソコン検索コーナー（1 台）で構成されることから、ゆったりとした閲覧スペースや通路を確保すること。
- xiv) パソコン検索コーナーについては、インターネットによる情報検索、新聞記事や各種統計等の利用に供することを想定しているため、来館者の利用できる情報提供用パソコン 1 台を設置できるスペース及び電源等を確保すること。
- xv) 図書館分館の休館日に利用者が多くなることを想定して、分かりやすくかつ警備員や他施設職員等が監視しやすい位置（1 箇所）にブックポストを設置すること。
- xvi) ブックポストは、図書資料を破損させにくい構造で、100 冊以上収納可能なものとし、雨水等が侵入しないように配慮すること。また、ブックポスト内から職員以外の利用者が持ち出しできないよう配慮すること。
- xvii) ブラインドを設置すること。

⑦ 共用部

- i) 十分な倉庫スペースを設けること。

- ii) 各階に多目的トイレを1ヶ所設け、汚垂に配慮すること。なお、1階の多目的トイレはオストメイト対応とし、ステンレス手摺、バリアフリー洗面、汚物流し（壁付）、鏡、シャワー（シングルレバー混合水栓）、緊急呼出装置、ベビーシート、水石鹸入れ等を設けること。
- iii) 事務室に隣接して共用の湯沸室を配置し、ミニキッチンと冷蔵庫を設置すること。
- iv) 玄関に、下足入れ、傘立て、靴拭きマットを設置すること。
- v) 廊下に手摺り（点字付き）を設置すること。
- vi) 廊下及びホールに、絵画を展示できるようにピクチャーレール等を設置すること。
- vii) 掃除用具ブース（掃除用具の収納及び掃除流し）を設けること。
- viii) 消火器を設置できるスペースを確保すること。
- ix) AEDを事務室付近の廊下に設置できるスペースを確保すること。
- x) 玄関（屋外入口周り）に水栓を設置すること。
- xi) 玄関外部脇に、廃食用油の回収スペース（50cm×50cm、扉付き）を設置すること。

(2) 外構等

① 外構

公共施設の外構については、以下の要件を満たすこと。

- i) 事業用地の北西側に整備される保育所敷地と往来可能とし、保育所を含めた敷地全体の動線、景観等の調和を図るようにすること。
- ii) 緑化率は10%以上とすること。
- iii) 敷地の外周部等に、四季を感じることでできる樹木等を植栽（移植）し、緑豊かな環境を創造し、児童の情操を養うため、施設と植栽（花壇も含む）において空間的な演出を行うこと。
- iv) 植栽は落葉樹を避け、可能な限り低木とすることが望ましい。
- v) 樹木の特性が分かる樹木板等を設置すること。
- vi) 屋外電気時計を1箇所以上に設置すること。
- vii) 屋外倉庫（4㎡程度）を4つ設置すること。
- viii) 道路拡幅工事（道路後退）に伴い、既設ガスガバナー及び電柱の移設を行うこと。なお、移設工事にあたっては、都市ガス事業者（日本海ガス株式会社）、電気事業者（北陸電力株式会社）等と協議・調整を行うこと。

② サイン計画

公共施設のサイン計画については、以下の要件を満たすこと。なお、外部に設ける施設名板や室名の文言については、設計業務段階において本市に確認すること。

- i) 施設の案内板を、シンプルかつ大きな文字のデザインで施設内部の分かりやすい位置（玄関付近）に設置すること。
- ii) 室名称のサインは、全ての諸室に設けること。
- iii) トイレ、傾斜路、その他シンボル化した方が望ましいものについては、ピクトグラムとしてもよい。
- iv) 公共施設の名称を示す看板を敷地外部の通りに面して設置する。

③ 駐車場・駐輪場

公共施設の駐車場・駐輪場については、以下の要件を満たすこと。

- i) 公共施設と保育所の共用の利用者駐車場として 20 台分（うち 2 台分を身体障害者用とし、公民館・地区センター・図書館分館に隣接させる）以上を整備すること。
- ii) 駐車場内横断部については、極めて保育所寄りの位置に横断歩道の区画線を設けること。その他、駐車場内での安全が図られるよう駐車区画、場内歩行者動線に十分配慮すること。
- iii) 駐車場の仕上げについては、アスファルトで舗装すること。少なくとも、別途整備される保育所用駐車場と同水準のものに仕上げること。
- iv) 駐車場出入り口にポールと電動式チェーンを設置すること。
- v) 駐輪場として 10 台分以上の駐輪スペースを設けること。また、屋根、自転車ラックを設ける等により、利便性を高めること。
- vi) 利用者駐車場とは別に職員用駐車場を可能な限り整備すること。
- vii) 駐車場・駐輪場に外灯を設置すること。

④ その他

- i) 公共施設のゴミ置き場については、民間施設と分けること。臭気対策やカラス対策を施し、衛生面に十分配慮した設計とすること。また、収集車両の出入りがしやすいよう配慮すること。

(3) 敷地外工事

① 道路拡幅工事

- i) 市道豊若町 34 号線及び市道豊田 3 号線の道路拡幅工事を行うこと（「資料 13 道路拡幅工事に係る設計条件」参照）。なお、当該工事は、車道を有効幅員 6.0m となるまで道路後退し、道路の再整備（道路拡幅に伴う側溝・縁

石・汚水桝・雨水桝・電柱・標識等の新設及び移設、後退用地の道路舗装等)を行うこと。

- ii) 工事にあたっては、市関係課及び警察等関係機関と十分に協議するとともに、「道路構造令」及び「富山市道路の構造の技術的基準等を定める条例」並びに「同施行規則」、その他関係法令等に基づき、整備すること。

② 保育園側共用駐車場の段差解消に係る工事

- i) 保育所整備事業において整備する保育所側共用駐車場の外周部には、歩車道分離を目的とした段差が設けられている。本事業で整備する共用駐車場と、保育所側共用駐車場の相互利用が可能となるよう、段差を撤去し、横断歩道の区画線を整備すること。

③ 太陽光発電設備設置工事

- i) 事業用地周辺の本市が指定する既存施設に太陽光発電設備（5kW 程度）を設置すること。なお、太陽光発電設備の容量及び設置場所については別途指定する。

2. 住宅街区等

(1) 全体計画

- i) 土地利用、施設計画及び運営等において、日照や通風の確保を考慮し、ユニバーサルデザインの導入や環境負荷の低減を図るとともに、落ち着いた色彩を用いるなど工夫し、良質な都市景観の形成に十分考慮すること。
- ii) 外構等については、緑や景観、周辺環境に配慮した緑地帯、出会いの場・集いの場、歩行空間等を整備すること。
- iii) 当該街区内の住人や来訪者が、安心、安全、快適に過ごせるまちづくりを進めるため、住宅街区を通過する自動車交通を抑制する道路計画とすること。
- iv) 低炭素に配慮した整備として、LED 照明の採用や、スポット的な太陽光パネル付の休憩施設の整備など、まち全体で低炭素が見て感じることができるよう設備を導入すること。
- v) 居住者の世代や年齢に関わらず、誰もが安心して暮らせる街区エリアとして、交通・防災・防犯・バリアフリー等に配慮した計画すること。
- vi) モデル街区として、普及性及び先進性を考慮した計画とすること。

(2) 住宅街区

① 住宅街区

- i) 住宅街区については、一戸建て住宅は一区画当たりの要件として敷地面積 200 m²以上、住戸専用面積 100 m²以上とすること。共同住宅は住戸専用面積 55 m²以上とすること。
- ii) 住宅街区については、富山市公共交通沿線居住推進住宅・居住環境指針及び敷地内緑化基準（「資料 5 富山市公共交通沿線居住推進事業制度要綱」参照）に準ずること。
- iii) 店舗、事務所等その他これに類する用途が住宅と併存する建築物については、その用途が住宅または周辺の居住者に風紀上、安全上及び衛生上又は生活環境を維持する上に悪影響を及ぼすおそれのないものとする。
- iv) 店舗、事務所等その他これに類する用途が住宅と併存する建築物については、住宅部分の床面積が 1/2 以上を占めるものとする。
- v) 全ての住宅において、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を実現する計画を期待する。
- vi) 全ての住宅において、長期優良住宅の認定を受けること。
- vii) 省エネルギー性能やエネルギー自給度の向上に資する設備として、最低限、次に掲げる設備を設置することとし、各設備は「資料 4 住宅への設置を期待する設備要件」に掲げる要件を満たすこと。ただし、「資料 4 住宅への設置を期待する設備要件」に掲げる要件と同等以上の性能を有するもので市が認めるものはこの限りではない。

（ア）高効率給湯設備

全ての住宅において、次に掲げる給湯設備のいずれかを設置すること。

- ・ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）
- ・燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム等）
- ・ガスエンジン給湯器（エコウィル等）

（イ）発電・蓄電設備

全ての住宅において、次に掲げる設備のうち 2 つ以上の設備を設置すること。

- ・太陽光発電システム
- ・リチウムイオン蓄電池
- ・太陽熱利用システム
- ・地中熱利用システム
- ・ペレットストーブ
- ・HEMS

- viii) 住宅に駐車スペースを設ける場合には、電気自動車及びプラグインハイブリット車等への充電が可能なコンセントを整備することが望ましい。

② 外構等

- i) 住宅街区内道路については、幅員 6.0m 以上とし、センターラインに消雪装置を設けることが望ましい(「資料 13 道路拡幅工事に係る設計条件」参照)。ただし、幅員に関しては、富山市宅地開発に関する定めによって緩和を受けられるものについてはその限りでない(「資料 14 富山市宅地開発に関する指導要綱、富山市宅地開発に関する定め」参照)。
- ii) 住宅街区等内(宅地部分は除く)の緑化率は 3%以上とすること。ただし、各宅地内の緑化率は富山市公共交通沿線居住推進住宅・居住環境指針及び敷地内緑化基準(「資料 5 富山市公共交通沿線居住推進事業制度要綱」参照)に示す基準(緑化率 10%以上とし、うち半分以上は接道部等に重点を置いた配置とすること等)を満たすこと。

(3) 民間施設

① 民間施設

- i) 民間施設については、設置の有無及び用途に関して事業者の自由提案によるものとするが、地域のニーズや本事業の趣旨に沿った施設とすること。
- ii) 民間施設の規模については、駐車場等も含めた全体の敷地面積が 1,000 m² 未満とする。

② 外構等

- i) 民間施設に必要な専用駐車場及び駐輪場を整備すること。
- ii) 雨水流出抑制施設は、住宅街区、民間施設それぞれの敷地において、配置すること。

第3節 設計業務遂行に関する要求内容

1. 業務の対象範囲

設計業務は、公共施設を対象とし、事業者は、本要求水準書、事業提案書、基本協定書、契約書等に基づいて、基本設計及び実施設計を行うこと。

- i) 事業者は、設計業務の内容について本市と協議し、業務の目的を達成すること。
- ii) 事業者は、業務の進捗状況に応じ、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- iii) 事業者は、事業契約締結後、必要に応じて、速やかに電波障害調査を行うこと。
- iv) 事業者は、業務に必要な現況測量、地盤調査等について、事業者の責任で必要に応じて行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。
- v) 事業者は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）平成 25 年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を遂行するものとする。
- vi) 事業者は、各種申請等の手続きに係る関係機関との協議内容を本市に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。
- vii) 図面、工事費内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本市の指示を受けること。また、図面は、工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- viii) 本市が議会や市民（近隣住民も含む）等に向けて設計内容に関する説明を行う場合や交付金の申請を行う場合等、本市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関して協力すること。

2. 業務の期間

設計業務の期間は、公共施設の供用開始時期に間に合わせるように事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき基本協定書等に定める。事業者は、関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう期間を設定すること。

3. 設計体制と主任技術者の設置・進捗管理

事業者は、設計業務の主任技術者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に以下の書類をもって本市に通知すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。なお、道路拡幅工事の設計業務に当たる者（下請け業者を含む）は、富山市契約規則（平成 17 年富山市規則第 37 号）第 3 条に規定する建設コンサルタント業務等の入札参加資格を有し、過去 10 年以内に完工した設計実績を有すること。

- i) 設計業務着手届
- ii) 主任技術者届（設計経歴書添付）
- iii) 担当技術者・協力技術者届

4. 設計計画書及び設計業務完了届の提出

事業者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、本市に提出して承認を得ること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計業務完了届を提出するものとする。

5. 基本設計及び実施設計に関する書類の提出

事業者は、基本設計及び実施設計終了時に遅滞なく以下の書類を本市に提出すること。本市は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

また、提出図書は全てのデジタルデータ（CAD データも含む。）も提出すること。なお、各書類等の提出形態等については、本市との協議によるものとする。

① 基本設計

- | | |
|---------------------------|-------|
| i) 意匠設計図（A3 縮小版）： | 各 5 部 |
| ii) 構造設計資料： | 3 部 |
| iii) 設備設計資料： | 3 部 |
| iv) 各室設計条件諸元表： | 各 5 部 |
| v) 工事費概算書： | 3 部 |
| vi) 什器・備品リスト・カタログ： | 各 3 部 |
| vii) 要求水準書との整合性の確認結果報告書： | 3 部 |
| viii) 事業提案書との整合性の確認結果報告書： | 3 部 |
| ix) その他必要資料 | |

② 実施設計

- | | |
|------------------------|-------|
| i) 意匠設計図（A1 版・A3 縮小版）： | 各 5 部 |
|------------------------|-------|

ii) 構造設計図：	3 部
iii) 設備設計図：	3 部
iv) 各室設計条件諸元表：	各 5 部
v) 構造計算書：	3 部
vi) 設備設計計算書：	3 部
vii) 工事費積算内訳書・積算数量調書：	各 3 部
viii) 什器・備品リスト・カタログ：	各 3 部
ix) 外観・内観パース図（額付）：	一式
x) 要求水準書との整合性の確認結果報告書：	3 部
xi) 事業提案書との整合性の確認結果報告書：	3 部
xii) その他必要資料	

6. 設計業務に関する留意事項

本市は、事業者に対して設計の検討内容について、必要に応じて随時聴取することができるものとする。なお、事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料ならびに本市から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

事業者は、富山市景観まちづくり条例第 7 条第 1 項の規定により、景観に関する公共事業景観形成事前協議を行うこと。

7. 設計変更について

本市は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲で、当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加的な費用（設計費用及び直接工事費等）が発生したときは、本市が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

第3章 建設・工事監理業務

第1節 業務の対象範囲

建設・工事監理業務は、公共施設を対象とし、事業者は、実施設計図書、本要求水準書、事業提案書、基本協定書、契約書等に基づいて、公共施設の建設及び工事監理を行い、企画・提案した什器・備品等を整備すること。なお、住宅街区等については、必要に応じて、以下に示す業務の内容を遵守すること。

第2節 業務期間

1. 業務期間

本要求水準書に示す期日までに建設工事を完了すること。

2. 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め、本市と事業者が協議して決定するものとする。

第3節 業務の内容

1. 基本的な考え方

- i) 本要求水準書、基本協定書、契約書等に定められた公共施設の建設・工事監理及び什器・備品の整備履行のために必要となる業務は、本要求水準書、基本協定等において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- ii) 本事業の着手に先立つ近隣住民への説明及び調整、同意の取り付けは、本市が実施する。ただし、本事業の工事ならびに住宅街区等に係る近隣地区住民への説明及び調整、同意の取り付けは、事業者が実施すること。
- iii) 事業用地の境界調査及び、公共施設の敷地と住宅街区等の敷地の境界設定（測量）は、本市が実施する。
- iv) 公共施設、住宅街区等の建設にあたって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者の責とする。
- v) 本市が実施する近隣説明等に起因する遅延については、本市の責とし、事業者が実施する公共施設、住宅街区等の建設に係る近隣への対応等に起因する遅延については、事業者の責とする。

2. 工事計画策定にあたり留意すべき項目及び本市の承認を得る必要のある事項

- i) 公共施設、住宅街区等の建設にあたり、関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
- ii) 公共施設、住宅街区等の建設にあたり、騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞、その他、建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。
- iii) 公共施設、住宅街区等の建設にあたり、近隣への対応について、事業者は本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- iv) 公共施設、住宅街区等の建設にあたり、近隣に対して工事内容を周知徹底して理解を得、作業時間の了承を得ること。
- v) 公共施設、住宅街区等の建設にあたり、工事に伴う影響（特に車両の交通障害、騒音、振動等）を最小限に抑えるための工夫を行うこと。

3. 着工前業務

(1) 各種申請等

公共施設、住宅街区等の建設にあたり、建築確認申請等、建築工事に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。

(2) 近隣調査・準備調査等

- i) 公共施設、住宅街区等の着工に先立ち、近隣住民との調整、建築準備調査等（周辺家屋影響調査を含む）を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- ii) 公共施設、住宅街区等の建設にあたり、本市の事前調査を参考にしつつ、建物及びその工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、問題があれば適切な対策を講じること。
- iii) 公共施設、住宅街区等の建設にあたり、近隣への説明等を実施し、工事工程等についての了解を得ること。

(3) 工事監理計画書の提出

事業者は建設工事着工前に工事監理主旨書（工事監理のポイント等）、詳細工程表（総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記）を含む工事監理計画書を作成し、以下の書類とともに本市に提出して、承認を得ること。

- i) 工事監理体制： 1 部
- ii) 工事監理者選任届（経歴書を添付）： 1 部
- iii) 工事監理業務着手届： 1 部

(4) 施工計画書の提出

事業者は、建設工事着工前に、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、以下の書類とともに本市に提出して、承認を得ること。

【着工時の提出書類】

- i) 工事実施体制届： 1 部
- ii) 工事着工届： 1 部
- iii) 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）： 1 部
- iv) 承諾願（仮設計画書）： 1 部
- v) 承諾願（工事記録写真撮影計画書）： 1 部
- vi) 承諾願（施工計画書）： 1 部
- vii) 承諾願（主要資機材一覧表）： 1 部
- viii) 報告書（下請業者一覧表）： 1 部
- ix) 上記の全てのデジタルデータ： 一式

※ ただし、承諾願（iv～vii）については、建設会社が工事監理者に提出し、その承諾を受けたものを、工事監理者が本市に提出し、報告するものとする。

4. 建設期間中業務

(1) 建設工事

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って公共施設の建設工事を実施すること。事業者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。工事施工においては、本市に対し、以下の事項に留意すること。

- i) 事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本市に毎月報告する他、本市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ii) 事業者は、本市と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験項目及び日程については、事前に本市に連絡し、承認を得ること。

- iii) 本市は、事業者又は建設会社が行う工程会議に立会うことができるとともに、必要に応じて随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

事業者は、近隣住民に対し、以下の事項に留意して工事を実施すること。

- i) 公共施設、住宅街区等の工事中における当該関係者及び近隣住民への安全対策については、万全を期すこと。
- ii) 公共施設、住宅街区等の工事を円滑に推進できるように必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。

(2) 工事を伴う什器・備品等の整備及び関連業務

- i) 設計図書に基づき「資料 9 公民館・地区センター・図書館分館什器・備品等リスト」、「資料 10 公民館・地区センター・図書館分館建設業務に含む什器・備品等リスト」に示す各種什器・備品等の製作及び設置を工事に含めて行うこと。
- ii) 什器・備品等の仕様については事業者の提案に基づいて決定するものとする。

(3) 工事監理業務

- i) 工事監理者は、工事監理の状況を本市に毎月報告し、本市の要請があった時には随時報告を行うこと。
- ii) 本市への完成確認報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。
- iii) 工事監理業務内容は、「民間（旧四会）連合協定建築設計・監理業務委託契約約款」によるものとし、「民間（旧四会）連合協定建築監理業務委託書」に示された業務とする。

(4) その他

- i) 原則として工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、本市が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。
- ii) 事業者は、建設期間中に、以下の書類を、工事の進捗状況に応じて、遅滞なく本市に提出すること。

【施工中の提出書類】

- i) 工事工程表： 1 部

ii) 工事報告書 :	1 部
iii) 工事監理報告書 :	1 部
iv) 承諾願 (機器承諾願) :	1 部
v) 承諾願 (残土処分計画書) :	1 部
vi) 承諾願 (産業廃棄物処分計画書) :	1 部
vii) 承諾願 (再資源利用 (促進) 計画書) :	1 部
viii) 承諾願 (主要工事施工計画書) :	1 部
ix) 承諾願 (生コン配合計画書) :	1 部
x) 検査願 (原寸検査) :	1 部
xi) 検査願 (材料検査) :	1 部
xii) 検査願 (立会検査) :	1 部
xiii) 検査願 (完成確認) :	1 部
xiv) 報告書 (各種試験結果報告書) :	1 部
xv) 報告書 (各種出荷証明) :	1 部
xvi) 報告書 (マニフェスト A・B2・D・E 票) :	1 部
xvii) 上記の全てのデジタルデータ :	一式

※ 承諾願 (iv～ix) については、建設会社が工事監理者に提出してその承諾を受けたものを工事監理者が本市に提出し、報告するものとする。

5. 完成後業務

(1) 自主完成検査及び完成確認

自主完成検査及び完成確認は、整備対象施設について以下の「①事業者による自主完成検査」及び「②本市の完成確認」の規定に則して実施すること。また、事業者は、本市による完成確認後に、「③完成図書の提出」に則して必要な書類を本市に提出する。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しないものとする。

① 事業者による自主完成検査

- i) 事業者は、事業者の責任及び費用において、自主完成検査及び機器、器具、什器・備品等の試運転等を実施すること。
- ii) 自主完成検査及び機器、器具、什器・備品等の試運転の実施については、それらの実施日の 7 日前までに本市に書面で通知すること。
- iii) 本市は、事業者が実施する自主完成検査及び機器、器具、什器・備品等の試運転に立会うものとする。

- iv) 事業者は、本市に対して、自主完成検査及び機器、器具、什器・備品等の試運転の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

② 本市の完成確認

本市は、事業者による上記の自主完成検査及び機器、器具、什器・備品等の試運転の終了後、当該施設、什器・備品等について、以下の方法により行われる完成確認を実施するものとする。

- i) 本市は、建設会社及び工事監理者の立会いの下で、完成確認を実施するものとする。
- ii) 完成確認は、本市が確認した設計図書との照合により実施するものとする。
- iii) 事業者は、機器、器具、什器・備品等の取扱に関する本市への説明を前項の試運転とは別に実施すること。なお、各施設、機器、器具、什器・備品等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、本市に提出し、その説明を行うこと。
- iv) 事業者は、本市の行う完成確認の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成確認の手続きと同様とする。
- v) 事業者は、本市による完成確認後、是正・改善事項がない場合には、本市から完成確認の通知を受けるものとする。

③ 完成図書の提出

事業者は、本市による完成確認の通知に必要な以下の完成図書を提出すること。また、これら図書の保管場所を公民館・地区センター・図書館分館内に確保すること。

【完成時の提出書類】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| i) 工事完了届： | 1 部 |
| ii) 工事記録写真： | 1 部 |
| iii) 完成図（建築）： | 一式（製本図 1 部、原図及び CD） |
| iv) 完成図（電気設備）： | 一式（製本図 1 部、原図及び CD） |
| v) 完成図（機械設備）： | 一式（製本図 1 部、原図及び CD） |
| vi) 完成図（昇降機）： | 一式（製本図 1 部、原図及び CD） |
| vii) 完成図（什器・備品配置表）： | 一式（製本図 1 部、原図及び CD） |
| viii) 什器・備品リスト： | 1 部 |

- | | |
|---------------------------|-----|
| ix) 什器・備品カタログ： | 1 部 |
| x) 完成調書： | 1 部 |
| xi) 完成写真： | 1 部 |
| xii) 要求水準書との整合性の確認結果報告書： | 3 部 |
| xiii) 事業提案書との整合性の確認結果報告書： | 3 部 |
| xiv) 上記の全てのデジタルデータ： | 一式 |

(2) 所有権移転等の関連手続

事業者は、公共施設について、本市による完成確認後、建築完了検査、引き渡しに必要な手続きを事業スケジュールに支障がないように実施すること。